

(宮古島事業者様)

『第 27 回沖縄宮古島観光商談会～in 宮古島～』

(商談会・情報交換会参加募集について)

1. 開催主旨

宮古圏域の行政及び民間団体が一体となり、宮古島観光誘致に関わる各旅行会社の皆様方に敬意と感謝の意を表すとともに、宮古圏域の観光産業のさらなる発展に寄与することを目的に、本年も宮古島において第 27 回「沖縄宮古島観光商談会」を開催致します。

2. 主催：宮古島市

3. 共催：(一社)宮古島観光協会

4. 参加予定機関：島外旅行会社等

5. 参加予定人数：約 100 名

6. 内容

【①観光商談会】

開催日時：令和 7 年 11 月 13 日(木) 13:00～13:45 (宮古島事業者間の商談会)

14:00～16:30 (各旅行会社との商談会)

開催場所：ホテルアトールエメラルド宮古島「漲水の間」

出展料：宮古島事業者＝5,000 円/1 社

内容：各旅行会社との商談会

※商談会については、1 社最大 2 名様参加とさせていただきます。最大 40 社(先着順)

※商談会に参加いただける事業者様の紹介用パンフレットを作成し旅行会社へご案内致します。

※商談会に必要なパンフレット・PC は各自ご持参ください。

※商談会で PC をご使用予定の事業者様は予めお知らせください。

※商談は、長テーブル 1 台のスペースで行います。

※試食・試飲：常温保存可能な加工品、飲み物に限らせていただきます。

※詳細スケジュールはあらためてご連絡させていただきます。

【②情報交換会】

開催日時：令和 7 年 11 月 13 日(木) 開宴 17:00

開催場所：ホテルアトールエメラルド宮古島「漲水の間」

費用：宮古島事業者＝5,000 円/人(1 社 2 名様まで)

内容：感謝の挨拶・演舞・名刺交換会

7. 宮古島事業者の応募条件：

応募資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

※最大 40 社(先着順) 定員に達し次第締め切らせていただきます。

- ① 業務の特性上、宮古圏域に事業所、または支店、営業所を置く事業者であること。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による手続きを行っていないこと。
- ③ 団体役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - (ア)破産者で復権を得ない者
 - (イ)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」とする)
- ④ 暴力団員の構成員等の統制の下にない団体であること。
- ⑤ 必要に応じて当協会とすみやかに連携をとるなど、当事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- ⑥ 旅行会社との取引には契約が必要となりますので、観光商談会の際に個別で旅行会社へお問合せ下さい。

8. 申し込み方法 Google フォームよりお願いいたします。

<https://x.gd/hlaAd>

申し込みフォーム



申込期限 令和 7 年 7 月 25 日(金)

※連絡事項、地元事業者の参加者リストをメールにて

ご案内させていただきますので、申込の際に必ず

ご連絡用メールアドレスをご記載ください。

9. 連絡先：(一社)宮古島観光協会

〒906-0304 沖縄県宮古島市下地字上地 472 番地 39 2 階

TEL：0980-79-6611 FAX：0980-79-6613

E-mail：info@miyako-guide.net 担当：松浦・森田